

職域追加接種に関する Q&A

(令和4年1月20日版)

一覧 (問をクリックすれば該当ページに移ります)

1. 対象

- New** Q1-1. 職域追加接種の接種対象者を教えてください。
- Q1-2. 新入社員や新入生など、初回接種を別の会場で受けた方を職域追加接種の対象とすることはできますか。
- Q1-3. 海外でファイザー社ワクチン、武田/モデルナ社ワクチンまたはアストラゼネカ社ワクチンを2回接種した人も、職域追加接種の対象とすることはできますか。
- Q1-4. 海外で国内未承認の新型コロナワクチンを接種した方を職域追加接種の対象とすることはできますか。
- Q1-5. 留学生や外国人労働者も職域追加接種の対象とすることはできますか。
- Q1-6. やむを得ず、接種券を持参できない方への接種を行う必要があるのですが、そのような方に接種はできますか。
- New** Q1-7. 職域接種会場で1、2回目接種を行うことはできますか。
- New** Q1-8. 令和4年1月13日付け事務連絡「初回接種完了から8か月以上の経過を待たずに新型コロナワクチンの追加接種を実施する場合の考え方について(その2)」で追加接種の更なる前倒しの取り扱いについて示されましたが、職域追加接種の接種対象者については、2回目接種完了から何ヶ月以上経過した方が対象になりますか。
- Q1-9. 職域接種会場において、初回接種の完了から6か月以上7か月未満の間隔での追加接種の実施も可能ですか。
- New** Q1-10. 職域接種会場で高齢者を接種する場合は、初回接種完了から6か月以上経過した後で接種してよいですか。

2. 実施の申し込み

- Q2-1. 初回接種とは違う会場で追加接種はできますか。
- Q2-2. 初回接種とは違う医療機関を登録することはできますか。
- Q2-3. 初回接種から会場を増やすことはできますか。
- Q2-4. 会場の増設は、最大何会場まで可能ですか。
- New** Q2-5. 実施の申込み後に、登録した会場や医療機関は変更できますか。
- New** Q2-6. 実施の申込み後に、会場や医療機関の担当者情報やメールアドレスの変更はでき

New

ますか。

- Q2-7. 初回接種を10月に始めた企業も12月に申込みをしなければいけませんか。
- Q2-8. 申し込みの締切はありますか。なるべく早く申し込んだ方がよいですか。
- Q2-9. 総接種予定人数が1,000人未満になる見込みですが、そうすると追加接種実施の申込みはできませんか。
- Q2-10. 追加接種の実施申込みができるのは初回接種を実施した企業・大学等だけですか。
- Q2-11. 実施申込み後に、申込みのキャンセルを行うことはできますか。

3. 接種計画

- New** Q3-1. 接種計画を作成する際には7ヶ月後に接種することを前提とすればよいですか。
- New** Q3-2. 接種計画で登録する接種人数の単位は何人ですか。
- New** Q3-3. 接種計画の登録で、総接種予定人数を初回接種で接種した人数を超えて登録することはできますか。
- New** Q3-4. 接種計画の登録はいつ頃までに入力を行えばよいですか。また、現時点では総接種予定者数を正確に見通すことが難しいため、大まかな計画の登録でもよいですか。
- Q3-5. 登録した接種計画を変更したい場合、どのようにすればよいですか。
- New** Q3-6. 接種計画登録後、総接種予定人数を増やすことはできますか。
- Q3-7. ワクチンの配送量はいつどのように決定しますか。
- New** Q3-8. ワクチンの配送量について、配送されるワクチンの数量や、査定の結果はいつどのように確認できますか。

4. ワクチンの配送

- Q4-1. 申込み後、ワクチンが配送されるのはいつになりますか。
- Q4-2. ワクチンの最小配送単位はいくつですか。

5. ワクチンの取り扱い

- New** Q5-1. 追加接種での武田/モデルナ社ワクチンの接種量はいくらですか。
- New** Q5-2. 追加接種は2回目接種完了から原則7ヶ月経過した人が対象ということですが、この「7ヶ月以上」とはどのように計算をしますか。
- Q5-3. 配送されたワクチンは冷凍保管をしなければならないですか。
- Q5-4. 職域追加接種で余ったワクチンは他の接種会場に移送できますか。
- New** Q5-5. 追加接種では1バイアル15回採取換算でのワクチン量の配送が想定されていますが、1バイアルから15回を超えて採取することは可能ですか。

6. 接種費用

- Q6-1. 追加接種で支払われる費用について教えてください。

Q6-2. 職域追加接種会場で、追加接種と並行して初回接種を行う場合、費用請求は初回接種分と追加接種分をまとめて行うことはできますか。

Q6-3. 職域追加接種でも、中小企業、大学に対する追加支援策はありますか。

7. その他

Q7-1. 追加接種でも-20℃冷凍庫は貸与されますか。

Q7-2. 追加接種で国から貸与される-20℃冷凍庫はどこメーカーのものですか。

Q7-3. 配布される針・シリンジはどのようなものですか。

Q7-4. 職域追加接種を行う前に、初回接種時に使用した会議室等の診療所廃止届を提出する必要はありますか。

Q7-5. 初回接種の完了報告を未提出ですが、追加接種の実施の申込みを行うことはできますか。

Q7-6. 初回接種の完了手続きが進行中で、残余ワクチンや-20℃冷凍庫があるのですが、このまま追加接種で使用してもよいですか。

1. 対象

New Q1-1. 職域追加接種の接種対象者を教えてください。

- A. 追加接種は、2回目接種を完了した18歳以上の全ての方を対象として、1回行うこととしております。接種間隔については、2回目接種完了から原則7ヶ月以上となります。
(1月20日更新)

Q1-2. 新入社員や新入生など、初回接種を別の会場で受けた方を職域追加接種の対象とすることはできますか。

- A. 可能です。また、武田/モデルナ社ワクチンに限らず、初回接種をファイザー社ワクチンまたはアストラゼネカ社ワクチンで受けた方にも職域接種会場での追加接種が可能です。
(11月30日掲載)

Q1-3. 海外でファイザー社ワクチン、武田/モデルナ社ワクチンまたはアストラゼネカ社ワクチンを2回接種した人も、職域追加接種の対象とすることはできますか。

- A. 海外でファイザー社ワクチン、武田/モデルナ社ワクチンまたはアストラゼネカ社ワクチンを2回接種された方にも追加接種が可能です。この場合、被接種者ご本人から住民票所在地の市町村に対する追加接種用の接種券発行の申請が必要となります。
(11月30日掲載)

Q1-4. 海外で国内未承認の新型コロナワクチンを接種した方を職域追加接種の対象とすることはできますか。

- A. 海外でファイザー社ワクチン、武田/モデルナ社ワクチンまたはアストラゼネカ社ワクチン以外を接種された方に対する接種については、追加接種ではなく初回接種の扱いとなります。この場合、医師は日本で承認された新型コロナワクチンとそれ以外の新型コロナワクチンの交接種に係る安全性等の科学的知見はないことを本人に説明した上で接種を行います。また、接種券は一回目分から順に使用することとなります。
(11月30日掲載)

Q1-5. 留学生や外国人労働者も職域追加接種の対象とすることはできますか。

A. 初回接種でファイザー社ワクチン、武田/モデルナ社ワクチンまたはアストラゼネカ社ワクチンを接種している場合で、原則、接種を受ける日に、住民基本台帳に記録されている方であれば接種可能です。接種を行う場合は、海外での接種歴をよく確認して接種を行ってください。

(11月30日掲載)

Q1-6. やむを得ず、接種券を持参できない方への接種を行う必要があるのですが、そのような方に接種はできますか。

A. 当該対象者に対し、まずは居住する市町村に対し接種券の発行申請を行うよう案内してください。

一方で、接種券発行を待つことが必ずしも適当でない場合には、接種が認められます。ただし、接種券取得後には、事務局に接種券一体型予診票を速やかに持参し、接種当日に使用した予診票の内容を持参した接種券一体型予診票に転記することが必要になります。

詳しくは令和3年11月26日付け事務連絡「[例外的な取扱として接種券が届いていない追加接種対象者に対して新型コロナワクチン追加接種を実施する際の事務運用について](#)」をご確認ください。

(11月30日掲載)

New Q1-7. 職域接種会場で1、2回目接種を行うことはできますか。

A. 可能です。追加接種は、1、2回目接種と接種ワクチン量が異なります。初回接種と追加接種で動線を分けるなど、接種の実施にあたっては細心の注意を払ってください（3回目接種での接種ワクチン量：0.25ml、1、2回目接種での接種ワクチン量：0.5ml）。接種後、1、2回目接種分として接種実績をV-SYSにご登録ください。

(1月20日更新)

New Q1-8. 令和4年1月13日付け事務連絡「初回接種完了から8か月以上の経過を待たずに新型コロナウイルスワクチンの追加接種を実施する場合の考え方について（その2）」で追加接種の更なる前倒しの取り扱いについて示されましたが、職域追加接種の接種対象者については、2回目接種完了から何ヶ月以上経過した方が対象になりますか。

A. 職域追加接種の対象者は、2回目接種の完了から原則7か月以上経過した方が対象になります。

（1月20日掲載）

New Q1-9. 職域接種会場において、初回接種の完了から6か月以上7か月未満の間隔での追加接種の実施も可能ですか。

A. 職域接種会場においては、初回接種の完了から7か月の間隔を前提とした接種計画に基づいて配送されたワクチン量の範囲内において、予約キャンセル等により配送されたワクチンに余剰が発生した場合（※）、接種対象者の中で前倒しを行い、初回接種の完了から6か月以上7か月未満の間隔での追加接種を実施した場合でも、予防接種法上の予防接種として認めることとします。

※Q5-5 もご参照ください。

（1月20日掲載）

New Q1-10. 職域接種会場で高齢者を接種する場合は、初回接種完了から6か月以上経過した後で接種してよいですか。

A. 高齢者に関しては、全ての高齢者に対して、3月以降、初回接種の完了から6か月以上経過した後に追加接種を実施するよう努めることとされたところです。このため、高齢者については、最速でも2月下旬以降の追加接種開始となる職域接種会場の設置を待つのではなく、接種体制の整っている自治体接種会場において、追加接種が可能となる時点での速やかな接種を、職域接種会場等からご本人に勧めていただきたいと考えています。

それでもなお、高齢者ご本人が職域接種会場での追加接種を希望される場合には、初回接種の完了から6か月以上経過した後で追加接種を実施することについては、妨げるものではありません。

（1月20日掲載）

2. 実施の申し込み

Q2-1. 初回接種とは違う会場で追加接種はできますか。

A. 実施申し込み時に V-SYS で会場情報の変更が可能です。

(11月30日掲載)

Q2-2. 初回接種とは違う医療機関を登録することはできますか。

A. 実施申し込み時に V-SYS で医療機関情報の変更が可能です。

(11月30日掲載)

Q2-3. 初回接種から会場を増やすことはできますか。

A. 実施申し込み時に V-SYS 上にて会場の増設が可能です。この場合、申し込み内容によっては、厚労省から事情確認等のご連絡をする可能性があります。

(11月30日掲載)

Q2-4. 会場の増設は、最大何会場まで可能ですか。

A. 現時点で、最大何会場までと一律にお示しすることは困難ですが、会場を増設する場合には、以下の点に留意するとともに、国から貸与できる冷凍庫の数には限りがありますので、以下の対応についても検討してください。

(留意点)

- ・各会場で1,000人以上の接種を行う見込みであること。
- ・全ての会場において、接種体制、会場の確保の負担が発生すること。
- ・会場が1会場増加するごとに厚労省の確認に営業日3日程度の追加処理期間が必要になること。

(検討いただきたい対応)

- ・冷蔵保管で支障が生じない範囲での接種を実施する。
- ・自前の冷凍庫を使用する。
- ・会場を集約する。

また、会場数を増やして多数の会場での申込みがあった場合には、申込みが差し戻しとなり、厚労省から連絡して個別にヒアリングを行う場合があることや、その結果として上記対応を依頼する場合があることについて、予めご承知置き下さい。

(12月10日掲載)

New Q2-5. 実施の申込み後に、登録した会場や医療機関は変更できますか。

A. 1, 2回目接種と同様に、実施の申込み内容について厚生労働省での確認が完了した後は登録いただいた接種会場・医療機関に関する情報の変更はできません。したがって、申込みまでに入念な準備・調整を行っていただき、接種体制を確定させた上で実施の申込みを行って下さい。なお、申込み時に登録した医療機関が費用請求を一元的に行うことを前提として、協力医療機関を設けることは可能です。

(1月20日更新)

New Q2-6. 実施の申込み後に、会場や医療機関の担当者情報やメールアドレスの変更はできますか。

A. 担当者やメールアドレスなど一部の項目は、実施の申込み内容について厚生労働省での確認が完了の確認後であっても、申込み者側で変更が可能です。

(1月20日掲載)

New Q2-7. 初回接種を10月に始めた企業も12月に申込みをしなければいけませんか。

A. 追加接種の接種間隔は2回目接種の完了から原則7か月以上であるため、10月に初回接種を始めた企業で接種した方々のみを追加接種の対象者として実施する場合は、追加接種は来年の6月開始となります。そのため、実施の申込みは4月中旬目処までにしていただくことになります。

なお、他会場で初回接種を完了した方も対象とする場合は、当該者の初回接種の完了時期によって実施の申込みをすべき時期を前倒しする必要があることに留意が必要です。

(1月20日更新)

Q2-8. 申し込みの締切はありますか。なるべく早く申し込んだ方がよいですか。

A. 現時点で職域追加接種の申し込みの締切は設定していません。

なお、申込み時に登録した接種会場や提携先医療機関は、その後の変更等が認められなくなるため、入念な準備を行い、接種体制を確定させた上で、実施の申込みを行うことを強く推奨します。

(11月30日掲載)

Q2-9. 総接種予定人数が 1,000 人未満になる見込みですが、そうすると追加接種実施の申込みはできませんか。

A. 職域追加接種では、1つの接種会場で 1,000 人以上への接種を行うことを想定していますが、接種会場数により二通りに分かれます。

- ① 初回接種時と会場数に変更がない又は会場数を減らして実施する場合は、1つの接種会場で 1000 人未満であっても、実施の申込みは可能ですが、その後1月7日以降（予定）に登録いただく接種計画の内容を踏まえ、1つの接種会場で 1,000 人以上という目安を過度に下回る状況であった場合は、その時点で厚生労働省から会場側に連絡した上で、個別にヒアリングを行い、対象者の増員や会場の集約等の検討をお願いすることがあることにご留意ください。

したがって、接種計画登録までの間、関係企業、取引先等との調整を行いながら接種対象者の範囲を拡大したり、初回接種との交接種も可能になることによる接種対象者数の増加も考えられるため、1、2回目接種をファイザー社ワクチンで接種した従業員や学生等を含めた接種対象者の意向確認を行うこと等を通じて、引き続き 1,000 人以上になるよう目指してください。

- ② 初回接種時から会場数を増やして多数の接種会場で実施する場合で、かつ、冷凍庫の貸与を希望する場合は、国から貸与可能な冷凍庫の数には限りがあり、職域追加接種の実施体制の確保が困難となることから、冷凍庫の貸与が必要な場合は1つの接種会場で 1000 人未満とならないように会場の集約を行う、又は、冷蔵保管で支障がない範囲での接種を実施する、といった対応を御検討ください。

(12月10日更新)

Q2-10. 追加接種の実施申込みができるのは初回接種を実施した企業・大学等だけですか。

A. 今回の職域追加接種は、基本的な考え方として、追加接種に関する地域（自治体）の負担軽減を図るために行うものです。そのための円滑な追加接種の実施の観点から、初回接種の実施ノウハウのある企業等で実施することが適当と考えており、加えて、初回接種を職域で受けた方の利便性の観点も加味して、対象企業等は「初回接種を実施した企業・大学等」にしています。

なお、追加接種に関しては、地域の住民接種でもモデルナワクチンの接種体制も構築することや、初回接種がファイザー社ワクチン、武田／モデルナ社ワクチンまたはアストラゼネカ社ワクチンのいずれの場合でも追加接種では mRNA ワクチンを用いることが適当であるとされたことから、被接種者の選択肢が初回接種よりも多様になるという点も踏まえ、職域で初回接種を実施していない企業・大学等にまで対象を広げることは予定していません。

（11月30日掲載）

Q2-11. 実施申込み後に、申込みのキャンセルを行うことはできますか。

A. 実施申込みのキャンセルをしないよう、実施申込み前に接種対象者の意向確認、会場・医療機関との調整等を行ってください。実施申込み後にやむを得ない事情等によりキャンセルが必要になった場合は、厚生労働省健康局健康課予防接種室へ相談ください。

（12月10日掲載）

3. 接種計画

New Q3-1. 接種計画を作成する際には7ヶ月後に接種することを前提とすればよいですか。

A. 計画の設定は、2回目接種から7ヶ月以上の間隔を空ける前提で設定してください。

（1月20日掲載）

New Q3-2. 接種計画で登録する接種人数の単位は何人ですか。

- A. 武田/モデルナワクチンは、追加接種では初回接種の半量である 0.25ml を筋肉内に注射することとされています。これを受け、追加接種に係るモデルナワクチンの分配量の決定に当たっては、1箱 10 バイアル、1 バイアル 15 回採取する換算で箱数を計算しております。配送は箱単位で行うため、接種計画の接種人数は 150 人単位で入力することになります。

(1月20日更新)

New Q3-3. 接種計画の登録で、総接種予定人数を初回接種で接種した人数を超えて登録することはできますか。

- A. 可能です。ただし、初回接種で接種した人数から大幅に増加する場合や、輸入の遅延等による供給量の低下や予期せぬ需要の増大によりワクチン全体の供給状況に影響がある場合には、厚生労働省にて分配量を査定する可能性があることにご留意ください。

(1月20日更新)

New Q3-4. 接種計画の登録はいつ頃までに入力を行えばよいですか。また、現時点では総接種予定者数を正確に見通すことが難しいため、大まかな計画の登録でもよいですか。

- A. 概ね2週間単位の接種予定期間を1クールとしてクール設計をしているところ、接種予定期間の全期間分の接種計画の登録（初回登録）については、1月12日企業向け説明会資料P8～9でお示ししているとおおり、接種予定期間で最初に該当するクールの接種計画の登録・変更締切り期日までに初回登録を行う必要があります（第1クールで接種開始予定の場合の初回登録・変更の締切りは、1月31日（月）15時となります）。このため、その時点での接種人数の見込み値に基づいた接種計画を登録してください。この初回登録の締切りに関し、冷凍庫の貸与を希望している会場で2月以降に接種計画の初回登録を行う予定の場合は、冷凍庫の配送量の確定等に係るスケジュールの都合上、登録・変更締切りが1週間早まりますので、ご留意下さい。

(1月20日更新)

New Q3-5. 登録した接種計画を変更したい場合、どのようにすればよいですか。

A. 1月17日企業説明会資料 P24 でお示ししている操作方法により変更を行ってください。なお、1月17日企業説明会資料 P14 でお示ししているとおり、厚労省の計画内容確認期間、分配処理期間（概ね毎週水曜日・木曜日）を除き、V-SYS 上で随時変更が可能です。

この際、1月12日企業向け説明会資料 P8~9 にて、接種計画の変更締切日をクールごとに設定していますので、当該締切日までの変更登録が必要です。

例えば、第1クールから第3クールまでを接種予定期間とする場合の接種計画の初回登録・変更の締切は1月31日（月）15時ですが、接種開始後に接種状況が予定どおり進まなかったり、途中で接種予定人数に変更が生じるなど、接種計画を変更したい場合は、第2クールの計画量の変更は2月15日（火）15時まで（※）、第3クールの計画量の変更は3月1日（火）15時まで（※）であれば、当該クールの計画量の変更は可能です。

（※）この際、初回登録時より多い接種計画量に変更する場合は、冷凍庫の貸与台数の追加が必要な場合があります、この場合に上記締切が1週間早まることから、それに間に合うよう、事前に厚生労働省にご連絡ください。

（1月20日掲載）

New Q3-6. 接種計画登録後、総接種予定人数を増やすことはできますか。

A. 例えば、第1クールから第3クールまでを接種予定期間とする場合の接種計画の初回登録・変更の締切りは1月31日（月）15時ですが、接種開始後に接種状況が予定どおり進まなかったり、途中で接種予定人数に変更が生じるなど、接種計画を変更したい場合は、第2クールの計画量の変更は2月15日（火）15時まで（※）、第3クールの計画量の変更は3月1日（火）15時まで（※）であれば、当該クールの計画量の変更は可能です。

（※）この際、初回登録時より多い接種計画量に変更する場合は、冷凍庫の貸与台数の追加が必要な場合があります、この場合に上記締切が1週間早まることから、それに間に合うよう、事前に厚生労働省にご連絡ください。

なお、輸入の遅延等による供給量の低下や予期せぬ需要の増大によりワクチン全体の供給状況に影響がある場合には、厚生労働省にて分配量を査定する可能性があることにご留意ください。

（1月20日更新）

Q3-7. ワクチンの配送量はいつどのように決定しますか。

A. ワクチンの配送量は接種予定週の3週間前の火曜日時点で登録・更新された接種計画の内容に基づいて決定されます。

(12月10日掲載)

New Q3-8. ワクチンの配送量について、配送されるワクチンの数量や、査定の結果はいつどのように確認できますか。

A. 各配送クルールの登録締切り後、2、3日以内に厚労省で計画内容を確認します。厚労省確認後、速やかに分配量についてのメールが各会場に送られるとともに、V-SYSで当該クルールの分配量を確認することが可能になる予定です。

なお、仮にワクチンの需給状況により、分配量の最終決定時に計画量から減算した場合、減算された分は別のクルールの接種計画を上方修正することを可能とする予定です。

(1月20日掲載)

4. ワクチンの配送

Q4-1. 申込み後、ワクチンが配送されるのはいつになりますか。

A. 接種計画の登録から概ね3週間程度になります。接種週の2週間前には配送量を伝達いたします。

(11月30日掲載)

New Q4-2. ワクチンの最小配送単位はいくつですか。

A. 武田/モデルナ社ワクチンは、追加接種では初回接種の半量である0.25mlを筋肉内に注射することとされています。これを受け、追加接種に係るモデルナワクチンの分配量の決定に当たっては、1箱10バイアル、1バイアル15回採取する換算で箱数を計算することとしており、配送は箱単位で行うため、最小配送単位は150回分になります。

(1月20日更新)

5. ワクチンの取り扱い

New Q5-1. 追加接種での武田/モデルナ社ワクチンの接種量はいくらですか。

- A. 初回接種の半量である 0.25ml を筋肉内に注射することとされています。
(1月20日更新)

New Q5-2. 追加接種は2回目接種完了から原則7ヶ月経過した人が対象ということですが、この「7ヶ月以上」とはどのように計算をしますか。

- A. 「7ヶ月以上」とは、2回目接種を行った日から7ヶ月後の同日から接種可能という意味になります。7ヶ月後に同日がない場合は、その翌月の1日から接種可能という意味になります。

例) 2回目接種が7月1日 の場合、追加接種は2月1日から接種可能。

2回目接種が7月30日の場合、追加接種は3月1日から接種可能。

(1月20日掲載)

Q5-3. 配送されたワクチンは冷凍保管をしなければならないですか。

- A. 追加接種は単回の接種であり、2週間以内に全ての接種対象者への接種を完了することが可能な場合で接種会場が希望する場合には、冷蔵での保存も可能です。ただし、武田/モデルナワクチンは冷蔵状態(2~8℃)での有効期間は解凍から最長30日間であることから、2~8℃の温度範囲を遵守すること、冷蔵状態で30日を経過したワクチンは速やかに廃棄することについて留意してください。

(11月30日掲載)

Q5-4. 職域追加接種で余ったワクチンは他の接種会場に移送できますか。

- A. 職域接種では、初回接種時と同様、武田/モデルナ社ワクチンを会場間で移送することは認めておりません。予約キャンセル等による接種予定数の増減に伴うワクチンの余剰調整は、2週間毎の接種予定数を登録いただく接種計画の順次の更新等の徹底により必要なワクチン量の調整を行うことや、接種対象者を拡大して新たな接種の呼びかけをしていただくなどにより、ワクチンを活用しきっていただくことを目指してご対応いただくこととなります。

(11月30日掲載)

New Q5-5. 追加接種では1バイアル 15 回採取換算でのワクチン量の配送が想定されていますが、1バイアルから15回を超えて採取することは可能ですか。

A. 武田/モデルナ社ワクチン1バイアルには、追加接種の容量（1回 0.25mL）として20回接種分の薬液が充填されています。国から配布している注射器と針を用いて丁寧に採取することにより、20回採取することも可能です。

接種者人数が20人集まらない、20回分シリンジに採取出来なかったといった場合を考慮し、1バイアル最低15回は使用するものと計算した量のワクチンを配送することとされていますが、できるだけ破棄するワクチンが少なくなるように、概ね20人単位で予約を受け付けるなどの工夫をお願いします。

なお、15回を超えて採取する分もQ1-9の余剰分としてカウントすることも可能です。

※Q1-9もご参照ください。

（1月20日掲載）

6. 接種費用

Q6-1. 追加接種で支払われる費用について教えてください。

A. 追加接種に係る費用は、初回接種と同じ2,070円（税込2,277円）としています。

（11月30日掲載）

Q6-2. 職域追加接種会場で、追加接種と並行して初回接種を行う場合、費用請求は初回接種分と追加接種分をまとめて行うことはできますか。

A. 可能です。

（11月30日掲載）

Q6-3. 職域追加接種でも、中小企業、大学に対する追加支援策はありますか。

A. 初回接種と同様の財政支援策を継続する予定です。

（11月30日掲載）

7. その他

Q7-1. 追加接種でも-20℃冷凍庫は貸与されますか。

A. 貸与いたします。なお、-20℃冷凍庫が不要な場合は、申し込み時にその旨を入力ください。

(11月30日掲載)

Q7-2. 追加接種で国から貸与される-20℃冷凍庫はどこメーカーのものですか。

A. 初回接種と同様、ツインバード社の-20℃冷凍庫を貸与する予定です。

(12月10日掲載)

Q7-3. 配布される針・シリンジはどのようなものですか。

A. 追加接種で配送予定の針・シリンジのメーカーは複数あり、1ml ローデットタイプのシリンジと25ゲージ・長さ25mmの針の組み合わせ、または針・シリンジ一体型のものの配送を予定しています。シリンジは、0.25ml単位で目盛りがついているものになる予定です。

なお、配送状況により配送する針・シリンジのメーカー・規格が変わる可能性があります。

(12月10日掲載)

Q7-4. 職域追加接種を行う前に、初回接種時に使用した会議室等の診療所廃止届を提出する必要はありますか。

A. 会場及び実施医療機関が変わらない場合は、廃止届の提出は不要です。

(11月30日掲載)

Q7-5. 初回接種の完了報告を未提出ですが、追加接種の実施の申込みを行うことはできますか。

A. 初回接種の完了報告提出前であっても、追加接種の実施の申込みを行うことは可能です。ただし、初回接種と追加接種では、仕組みや必要な手続きは異なり、それぞれの手続きを完結させる必要があることから、初回接種の完了報告の提出、冷凍庫・残余ワクチンの回収等の手続きも遅滞なく行ってください。

(12月10日掲載)

Q7-6. 初回接種の完了手続きが進行中で、残余ワクチンや-20℃冷凍庫があるのですが、このまま追加接種で使用してもよいですか。

A. 使用できません。初回接種と追加接種では、その仕組みや必要な手続きは異なるものであり、それぞれの仕組みの中での手続きは、実施状況を把握する観点等から、完結させる必要があるため、追加接種実施の申込みの有無にかかわらず、初回接種時の残余ワクチンや冷凍庫の回収に係る完了手続きは遅滞なく行ってください。

(12月10日掲載)